

愛媛県災害廃棄物処理に係る図上及び実動訓練実施業務仕様書

1 業務名

愛媛県災害廃棄物処理に係る図上及び実動訓練実施業務

2 趣旨

市町の災害廃棄物処理体制をより実効性のあるものとするため、災害廃棄物処理を担当する自治体職員等を対象に実施する「愛媛県災害廃棄物処理に係る図上及び実動訓練」がより効果的かつ効率的となる企画提案を募集し、委託先を選定する。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく人員体制、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

3 委託上限額

13,730 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

5 業務内容

(1) 説明会・訓練の実施

ア 事前説明会

- ① 開催時期：図上訓練実施日の1週間～2週間前を目途に、1回（1日）開催する。具体的な日時は受託者が県と協議の上、決定する。
- ② 対象者：県、各市町廃棄物行政担当者及び一般社団法人えひめ産業資源循環協会等関係団体（概ね50名程度の参加を想定）
- ③ 開催場所：県と協議の上、受託者が手配を行う。

イ 図上訓練

- ① 開催時期：令和6年10月～11月頃を目途に、1回（1日）開催するものとする。具体的な日時は受託者が県と協議の上、決定する。
- ② 対象者：県、各市町廃棄物行政担当者及び一般社団法人えひめ産業資源循環協会等関係団体（概ね50名程度の参加を想定）
- ③ 開催場所：訓練に適した規模の施設を県と協議の上、受託者が手配を行う。

ウ 実動訓練

- ① 開催時期：令和6年12月～令和7年1月頃を目途に、1回（1日）開催するものとする。具体的な日時は受託者が県と協議の上、決定する。
- ② 対象者：県、各市町廃棄物行政担当者及び一般社団法人えひめ産業資源循環協会等関係団体（概ね50名程度の参加を想定）
- ③ 開催場所：県が手配を行う（実施場所は中予地域（松前町予定））。

エ 事後説明会

- ① 開催時期：実動訓練後に、1回（1日）開催する。具体的な日時は受託者が県と協議の上、決定する。
- ② 対象者：県、各市町廃棄物行政担当者及び一般社団法人えひめ産業資源循環協会等関係団体（概ね50名程度の参加を想定）
- ③ 開催場所：県と協議の上、受託者が手配を行う。

(2) 説明会・訓練の企画

ア 事前説明会

次の内容を含め、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に必要な事項を理解できる内容を企画すること。

- (a) 災害廃棄物仮置場の重要性や役割
- (b) 発災後、災害廃棄物仮置場設置までのスケジュール（スピード感含む）
- (c) 災害廃棄物発生量の推計方法及び災害廃棄物仮置場必要面積
- (d) 災害廃棄物仮置場選定の際の留意点
- (e) 災害廃棄物仮置場設置・運営に係る留意点
- (f) 能登半島地震等過去の事例を踏まえた課題や最新の知見の説明
- (g) 今年度実施する図上訓練及び実動訓練の概要・目的

イ 図上訓練

次の内容を含め、災害廃棄物処理に関する知識及び技術の習得を目的とする訓練を企画すること。

- (a) 想定災害を踏まえた災害廃棄物発生量及び災害廃棄物仮置場必要面積の推計
- (b) 災害廃棄物仮置場の選定、設置、運営（レイアウトや必要資機材等の検討）
- (c) 他の自治体等への協力要請の要否判断及び要請の実施
- (d) 能登半島地震等で得られた災害廃棄物仮置場の課題及び知見を反映
- (e) コーディネーター等（D. Waste-Net に所属している団体またはこれと同等以上の知識及び経験を有する団体から起用）を配置し、訓練終了後講評
- (f) 訓練終了後、参加者にアンケートを実施し、理解度等を分析

ウ 実動訓練

次の内容を含め、災害廃棄物仮置場の設置・運営に係る一連の業務を体験し、災害廃棄物処理の課題や改善策等を理解できる訓練を企画すること。

- (a) 訓練には実際の廃棄物を使用するとともに、2,500 m²以上の災害廃棄物仮置場を設置・運営し、実際の作業規模等を把握（敷地面積は災害廃棄物仮置場を2施設設置できる8,000 m²程度の規模を確保）
- (b) 円滑な車両運行等に必要な鉄板敷を実施
- (c) 参加者全員が一連の作業を十分体験するため、2グループ以上で実施
- (d) 災害廃棄物仮置場を設置、運営を実施（運営は受付・搬入から搬出まで）
- (e) 種類毎の搬入と混合物の搬入の両方を体験し、分別の重要性を確認
- (f) 搬入、搬出、分別等の作業には車両・重機を使用

- (g) 粉じん対策等の環境保全措置を実施
- (h) 図上訓練と同一のコーディネーター等を1名以上配置し、訓練終了後講評
- (i) 訓練の状況を映像記録（事後説明や研修等に利用可能なもの）
- (j) 訓練終了後、参加者にアンケートを実施し、理解度等を分析

エ 事後説明会

次の内容を含め、災害廃棄物仮置場の選定から設置・運営までの一連の流れにおける留意点・課題等を明確にするとともに、参加者の知識・技術の定着が図れる内容を企画すること。

- (a) 図上・実動訓練の目的及び内容説明
- (b) 訓練後のアンケートも踏まえて事業の振り返り、留意点や課題等を整理
- (c) 実動訓練の振り返りは、訓練時に撮影した映像を利用

(3) その他

- ア 訓練及び説明会に係る司会進行、ガイダンス、コントローラー等、開催に係る一切の業務を行うこと。
- イ 訓練の実施に必要なとなる、訓練シナリオ及び訓練付与情報等の資料を参加者数に応じ作成すること。なお、資料の内容は県と事前に協議すること。
- ウ 災害発生時に一次仮置場を設置し、運営する手順を取りまとめた「一次仮置場設置運営の手引き（令和2年3月 環境省中国四国地方環境事務所策定）」を訓練で活用すること。
- エ 訓練に必要な帳票類については、県が策定した「災害廃棄物処理対策マニュアル市町策定モデル（平成31年1月策定）」の様式を用いることとし、必要な記載例を示す等により効果的な訓練を実施すること。なお、災害廃棄物処理対策マニュアル市町策定モデルにないものは、県と協議の上、作成すること。
- オ 訓練を実施するために必要な機器、物品等を準備すること。
- カ 委託事業の実施案内をする県ホームページ等に掲載できるデータ（写真、文章等）を提出すること。
- キ 市町職員等の知識・技術の定着のため、訓練結果等を報告書としてとりまとめるとともに、今後の研修会等に使用できる映像記録を成果品として提出（電子納品）すること。
- ク 訓練で使用する資機材（鉄板、廃棄物など）の調達について、県内自治体や一般社団法人えひめ産業資源循環協会と協議する際は、事前に県と相談すること。
- ケ 訓練に使用した廃棄物を適正に処理するとともに、開催場所は実施前の状態に復旧すること。
- コ その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に

定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属
本業務で得られた成果は、原則として、県に帰属する。
- (2) 秘密保持
本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

その他詳細については、必要な都度、県と受託者とで協議する。